平成２８年（フ）第３７２号
大阪府枚方市津田東町２丁目45番地１号　社宅20号室、住民票上の住所大阪府東大阪市新庄４丁目５番15号
債務者　千田　義弘
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１号
大阪市平野区平野本町１丁目１番６―202号
債務者　今井　貴紳
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４号
大阪府守口市高瀬町２丁目13番４号
債務者　雁瀬　幸夫
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１号
大阪市城東区成育２丁目９番20号ディアハイム新興103
債務者　工藤　久子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３号
北海道余市郡余市町港町93番地２　平山アパートＡ号、前住所北海道余市郡余市町富沢町９丁目18番地
債務者　菊地　昭夫
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２８号
岩手県遠野市土淵町土淵10地割15番地５
債務者　琴畑　利己
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
岩手県遠野市土淵町土淵10地割15番地５
債務者　琴畑由美子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４１号
秋田市外旭川字三千刈159番地　レオパレストレニア109
債務者　成澤　礼平
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５１号
秋田市牛島西２丁目５番７号　セジュール牛島202号、前住所秋田市下北手松崎字碇り31番地15　オアーゼM103号
債務者　市川　　聖
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５５号
茨城県常陸大宮市抽ケ台町886番地の16
債務者　高野　博行
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３７９号
茨城県笠間市上加賀田121番地
債務者　若菜小百合（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８７号
茨城県水戸市石川４―4027　介護老人保健施設　こすもぴあ、住民票上の住所茨城県水戸市姫子１丁目303番地の１　総業水戸第３姫子ハイム612号
債務者　高瀬　一男
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７号
群馬県桐生市新里町武井669番地１　ファウンツン202
債務者　石原　理江
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１２号
長野県松本市大字寿白瀬渕2005番地12
債務者　川嵜三希代
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１１号
三重県津市河芸町千里ヶ丘83番地８
債務者　溝川　朝子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７６号
滋賀県甲賀市水口町山3858番地161
債務者　吉田　一也
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡2020番地５
債務者　田所美夕紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大津地方裁判所彦根支部